

第2章 計画の内容

1 基本テーマ

**ジェンダー平等を実現し、
誰もがお互いを尊重し暮らしやすい社会づくり**

2 重点目標ごとの施策内容

ここでは、第1章「4 第5次長野県男女共同参画計画の達成状況」（重点目標ごと）や審議会の意見を踏まえ、第6次計画の重点目標ごとに、「①取り組むべき課題」を整理し、「②課題解決のための施策」と「③重点目標の進捗確認に使用する指標」を記載しています。

（1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進

① 取り組むべき課題

- a. 政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいない
- b. 地域活動の担い手不足、女性リーダーの不足
- c. 市町村間の男女共同参画の推進体制に格差が存在
- d. 防災分野における女性の参画が不十分

② 課題解決のための施策

a. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

1. 県職員の女性管理職への登用拡大に向けて、積極的な採用広報による女性の県職員志望者の拡大、採用後においてはキャリア開発支援や多様な職務経験を付与するなど計画的な育成に取り組むとともに、柔軟な働き方を可能とするテレワークやフレックスタイム制などの活用により、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を進めます。
2. 教員が男女共に管理職に挑戦しようと思える組織づくりを進めるため、個々の事情を考慮した育成と配置に取り組むとともに、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善します。
3. 市町村職員の女性管理職の登用を進めるため、全国の女性活躍に向けた取組事例の情報提供等を行い、市町村の実情に応じた主体的な取組を促進します。
4. 政策形成に女性の意見が広く反映されるよう、県の審議会等における委員の男女比の均衡を目指し、女性の登用状況の調査や選任時の協議を通じて登用を妨げる要因の分析を行い、選任方法の改善や女性の意見を反映させるための手法などについて

検討します。

5. 女性の政治参加を広げるための意識向上等をテーマとした講座等の開催により、女性の政治参画の推進を図ります。
6. 女性を含め、多様な人材の政治参画を進めるため、議員を対象としたハラスメント防止のための研修の機会を提供するとともに、議会事務局内にハラスメント相談専用ダイヤルを設置し、被害内容等の聞き取りを行う環境を整備します。
7. 子育て世代に議会を身近に感じてもらうため、議会傍聴をしやすい環境整備の一環として傍聴人向け託児サービスを実施します。

b. 地域・社会活動における女性活躍の推進

1. 自治会・PTA等の地域・社会活動における女性の参画を推進するため、女性の参画を阻害する要因や課題について調査を実施し、結果の分析を行います。また、これに基づき、市町村等による地域・社会活動における女性参画に対する取組の推進を支援します。
2. 行政協力業務の工夫やICT利活用等による、地域・社会活動やPTA活動のさらなる負担軽減に取り組む好事例の収集・発信を通し、働く世代の持続可能な参画に、市町村、関係団体等と連携して取り組みます。
3. 県の生涯学習推進センターの講座等を通じ、地域課題への対応や持続可能な地域づくりを中核的に担う人材の養成を推進し、性別にとらわれず住民自身が主役となる実践活動を促進します。
4. 長野県公民館運営協議会への事業委託や長野県公民館大会の実施を通じて、地域の公民館において「女性から選ばれる地域づくり」につながる実践活動が促進されるよう支援します。
5. 地域・社会活動における固定的性別役割分担意識の払拭や、従来からのしきたりの見直しなどをテーマとした講座の開催等による啓発に取り組みます。
6. 持続可能な地域づくりのため、市町村や公共的団体等の自主的・主体的な取組への支援を行うとともに、地域の担い手となる人材や対話を通じた地域づくりを促す人材の確保・育成を行います。
7. 地域・社会活動への参画を促す環境づくりの一環として、市町村と連携し、女性のスポーツに対する関心やニーズに応じたプログラムの展開を担う人材の育成・登用の推進を図ります。
8. 地方移住に関心のある女性を対象に、情報発信やセミナー等の開催を通じて移住・定住を促進するとともに、地域と多様に関わる「関係人口」の創出を図ります。

c. 地域・社会活動における女性リーダーの創出

1. 地域・社会活動における女性リーダーの創出に向けた市町村の取組を促すため、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の活動を通じて、市町村長への働きかけを行います。
2. 市町村における自治会等への女性役員の登用を推進する取組を支援し、地域における意思決定の場への女性の参画拡大を促進します。

3. 女性農業者の経営能力・技術力向上のための研修会の開催や農村生活マイスターの認定等を通じた女性リーダーの育成により、農村女性の社会参画を促進します。

d. 市町村との連携、推進体制への支援

1. 各市町村のジェンダー・ギャップの可視化を通じて、市町村が強みや課題をあらためて認識するとともに、ジェンダー・ギャップ解消のための目標設定や施策の方向性の検討等の取組のきっかけとします。また先進事例の共有等により、市町村の男女共同参画施策の立案を後押しします。
2. 市町村との共催による講座等を通じて啓発・情報発信に取り組み、専門的な知見を取り入れることで啓発活動や情報発信の質を向上させるとともに、オンラインツールを活用して、誰もが時間や場所を問わず学べる環境づくりを進めます。

e. 防災・災害対応、復興の取組における男女共同参画の推進

1. 市町村における防災・災害対応、復興の取組における男女共同参画の推進のため、市町村の現状把握及び強み・弱みの可視化、好事例の共有により市町村の取組を促進します。
2. 県・市町村における防災・復興に関する施策等の推進に当たっては、平常時から、男女共同参画の視点を取り入れて取り組みます。
3. 防災・復興に関する政策方針決定過程への女性の参画の重要性について普及啓発を行います。
4. 防災・復興をテーマに自治会などの地域活動において男女共同参画の視点を取り入れることの意義や必要性について、市町村等と連携して理解促進と普及啓発を進めます。
5. 避難所の運営における男女共同参画の推進と、性別をはじめとするあらゆる被災者の多様性への配慮について、具体的な事例を示しながら市町村に対して実践を促します。
6. 女性が消防団や自主防災組織等の活動に参画できるよう、活動環境の整備、男女共同参画の視点を盛り込んだ防災訓練や研修を実施します。

③ 重点目標の進捗確認に使用する指標

番号	項目
1	自治会長に占める女性の割合の増
2	「女性から選ばれる長野県を指すリーダーの会」への参加市町村数の増
3	県職員の各役職段階に占める女性の割合の増
4	県の審議会等委員に占める女性の割合の増
5	女性委員の占める割合が20%未満の県の審議会等数の減
6	女性委員の占める割合が40%以上の県の審議会等数の割合の増

番号	項目
7	公立学校の教頭以上に占める女性の割合の増
8	公立小・中学校の PTA 会長・副会長に占める女性の割合の増
9	県防災会議の委員に占める女性の割合の増（会長含む）

(2) 重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

① 取り組むべき課題

- a. 経済分野における男女間格差が存在する
- b. 管理的職業従事者に女性が少ない
- c. 女性のキャリア形成のロールモデルとなる人材の育成が必要
- d. ワーク・ライフ・バランスのより一層の推進が必要
- e. 仕事と健康課題の両立支援が必要

② 課題解決のための施策

a. 職業生活における女性活躍の推進

1. 職業生活における女性活躍の推進のため、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の活動を通じ、企業等のトップの意識改革・行動変容に繋がります。
2. 講座等において、企業等の意思・方針決定過程に女性の視点を積極的に取り入れることの重要性や、組織の持続的成長や社会的価値の向上についてテーマに取り上げるとともに、出前講座なども活用し、企業の意識改革のための啓発に取り組みます。
3. 公共調達や県行政の各種認定制度等において、仕事と家庭の両立支援など企業の取組を積極的に評価することで、女性が能力を発揮できる環境整備を促進します。
4. 国や関係団体等と連携し、誰もが能力を発揮し生き活きと活躍できる職場環境の実現に向けて、企業の柔軟な働き方を可能とする制度導入や企業研修の取組等、職場環境整備の支援を通じた「働きやすさ」と、意欲に応じたキャリア形成ができる「働きがい」が両立する職場環境の整備を促進します。
5. 性別による差別、あらゆるハラスメント、ライフイベントを理由とする不利益取扱い等のない職場づくりに向け、企業等に対し、国や関係団体等と連携して関係法令や制度の普及啓発を行います。
6. カスタマーハラスメントなど働く場における各種ハラスメントを防止するため、事業主が講ずべき法律に基づく措置等について国や関係団体と連携して周知するとともに、適切な相談体制の整備など、企業等の取組を促進します。
7. 農業において、家事も農作業も含めて女性に負担が偏らないよう家族経営協定の締結を推進し、農業経営への女性の参画を促進します。また、ライフステージに応じた柔軟な働き方の導入や ICT 技術の活用等により、女性にも男性にも働きやすい環境整備を推進します。
8. 林業において、ICT 技術の活用普及による安全性・生産性の向上を通じた就業者の処遇改善・定着の促進を図ります。また、研修会等を通じた林業事業体の経営基盤の向上強化や福利厚生の実施などに、県、林業事業体、林業関係団体が連携して取り組み、誰もが安心して働ける環境整備を推進します。

b. 職業生活における女性リーダーの創出

1. 企業における女性の役員・管理職への登用を促進するため、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の活動を通じ、企業等のトップに対して組織経営に女性が

参画することの意義や組織・社会に与える効果について発信します。

2. 企業の役員・管理職における男女比率の改善や男女間の賃金格差の是正など、経済分野におけるジェンダー・ギャップを解消するため、企業経営者等を対象に、意識改革の促進や支援体制の整備、人材の育成などの女性リーダーの育成・登用に向けた施策を推進します。
3. 商工業等の女性経営者や後継者向けの研修会等を開催することで、資質向上を図り、経営層への女性参画を推進します。
4. 創業支援拠点である「信州スタートアップステーション」における相談支援やセミナーの開催などにより、女性の起業・創業を促進します。
5. 国や経済団体・労働団体等と連携し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や女性の管理職への登用拡大・職域拡大などに向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促進します。

c. 男女間賃金格差への対応・女性の経済的自立

1. 「長野県女性活躍推進会議」や「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」などの場を通じて、男女間の賃金格差の解消に向けた働きかけを行います。
2. 出産・育児・介護等で離職した女性等に対し、新たなチャレンジに向けた学び直しや再就職の動機づけのため、職業訓練等の機会を提供します。
3. 自営の商工業等を含む小規模事業者等の経営安定のための支援を行い、家族従業者等として働く女性の就業環境の改善を図ります。
4. 国等と連携して男女雇用機会均等法、パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法に関する周知・啓発、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定に対する支援を行い、男女の均等な雇用機会・待遇確保及び非正規雇用労働者の雇用環境の改善等の企業の取組を促進します。
5. 女性も活躍できる建設産業の創出を目指し、小・中・高等学校の児童・生徒に対し、こうした分野に興味を持つ機会の創出・拡大を図ります。
6. 理工系分野をはじめ女性の進出が進んでいない産業分野が多い現状があるため、小・中・高等学校の児童・生徒に対し、こうした分野に興味を持つ機会の創出・拡大を図ります。
7. 幼児期から発達段階に応じた学びを保障し、社会的・職業的自立につなげるため、学校・家庭・地域が協働して子ども一人ひとりの主体性や多様性を尊重する教育を推進します。
8. 育児休業明けの教員や教職から離れていた「ペーパーティーチャー」が安心して復帰できるように、最新の教育事情や ICT 活用方法を学ぶ機会を提供し、環境を整備することにより、教育現場における多様な人材の活躍を促進し、持続的な学びの質の向上とジェンダー平等の実現につなげます。

d. 多様で柔軟な働き方の実現と共働き・共育での推進

1. 働き方改革や多様な人材の活躍を実践する企業を「職場いきいきアドバンスカンパ

ニー」として認証し、その取組を広く発信し、県内企業全体の働きやすい職場づくりを促進します。

2. 長時間労働の是正や有給休暇の取得促進といった働き方の見直しに取り組むことが、従業員のウェルビーイングを高め、企業の持続的な成長を支える「人的資本」の充実につながるなど、その意義と重要性について、労使、関係団体、行政が連携して企業等への理解促進を図ります。
3. 労働者の希望する副業等の新たな柔軟な働き方を実現するため、県内企業におけるショートタイムワーク等の多様な働き方の創出を促進します。
4. 出産、育児、介護等と仕事を両立しながら働き続けることができるよう、職場の意識醸成や代替要員の確保といった課題解決を支援し、誰もが気兼ねなく育児休業を取得できる職場環境づくりを国や関係団体等と連携して推進します。
5. 建設ディレクター制度等、女性が育児や介護等のライフステージの変化に柔軟に対応しながら活躍できる機会の創出を支援します。
6. 建設工事等の入札参加資格における、仕事と育児・介護との両立支援策等に取り組む企業への優遇措置や、公共工事の週休2日制促進のための工期設定などにより、建設産業の働き方改革を推進します。
7. 企業における ICT や BIM/CIM（公共事業の計画・設計から施工、管理、更新に至る一連の建設生産システムにおいて3次元モデルを導入し、各段階での情報の一元管理によって業務の効率化・高度化を図る取組）、生成 AI の活用を含む DX 化の推進と、それらを活用するための人材育成を支援することにより、付加価値や生産性の向上を図るとともに、誰もが働きやすく能力を十分に発揮できる職場環境の整備を促進します。
8. 教員の業務負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、AI や1人1台端末など ICT を活用した授業・校務の効率化を推進します。また、ICT スキルの習得や活用事例の共有を通じて、性別やライフステージに関わらず教員が能力を発揮できる環境を整えます。
9. 男性の県職員・教員・警察官の育児参画を推進するための制度について、好事例の提供等による普及啓発や取得促進の働きかけを行います。
10. 県職員、教員、警察官が育児休業後も安心して職場に復帰できるよう、育児支援制度に関する情報提供や、研修等の学びの機会の提供、配偶者の積極的な育児参加の促進に向けた取組を推進します。
11. 育児・介護休業法に基づく育児休業取得促進のための制度について、企業自らの積極的な取組が進むよう、関係機関・団体等と連携して普及啓発を行います。
12. 男性も主体的に家庭生活に関われるよう、固定的性別役割分担意識や男性中心型労働慣行からの脱却に向け、男女共同参画センターの講座や好事例の提供等の啓発活動を行うとともに、企業等への環境整備の働きかけを行います。

e. 育児・介護等の支援の充実

1. 延長保育や病児保育など多様な保育サービスの充実と保育人材等の確保を図り、保

護者の就労形態や家庭事情に応じた地域で子育てを支える取組を推進するとともに、「いい育児の日」の普及啓発や「ながの子育て家庭優待パスポート」の利用促進を通じて、社会全体で子育てを応援する機運醸成に取り組みます。

2. 家族介護者等の負担軽減を図るため、計画的なサービス提供体制の整備、介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進に取り組むとともに、市町村における地域包括ケア体制の構築に向けた支援を行います。

f. 仕事と健康課題の両立支援

1. 性別特有の健康課題について職場の理解を促すとともに、性別にかかわらず誰もが治療を受けながら安心して働き続けられる環境の整備について、企業への働きかけを行います。
2. 働く女性の健康支援とキャリア支援の両立に向けた取組の普及を図るため、女性特有の健康課題をテーマとした企業向けの周知啓発を行うとともに、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度において「治療等と仕事の両立」を認証項目の一つとすることや、職場環境改善アドバイザーによる企業訪問を通じて、女性特有の健康状態への配慮を含む働きやすい職場環境づくりを推進します。

③ 重点目標の進捗確認に使用する指標

番号	項目
10	民間事業所の管理的職業従事者に占める女性の割合の増
11	民間事業所の育児休業取得率の増
12	「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」への参加企業・法人数の増
13	フルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差の縮小
14	一般労働者一人当たり年間総実労働時間（時間/人）の減
15	「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の認証企業数の増
16	県職員（男性）の1か月以上の育児休業取得率の増

(3) 重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備

① 取り組むべき課題

- a. 固定的性別役割分担意識が依然として根強く残っている
- b. 幼少期からのジェンダー平等教育が必要
- c. 多様化する価値観やライフスタイルの尊重が必要
- d. 実情に合わせた効果的な広報・啓発活動が必要

② 課題解決のための施策

a. 教育・学習の充実

1. 子どもたちが日常生活において影響を受けやすい保護者や教員、地域の方々等に対し、固定的性別役割分担意識の払拭やアンコンシャス・バイアスの解消のための啓発に取り組みます。
2. 学校教育の中で、男女平等と相互協力の意識を高めるために、教職員に対して人権教育研修会を実施します。
3. 子どもの発達段階に応じて、心身の発育・発達と健康、感染症予防、結婚と健康などについて教科等による横断的に学ぶ機会を設けます。また、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動を正し、性に関する正しい知識を身に付けるとともに、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を身に付ける教育を推進します。
4. 情報の真偽を見極める力を育成するとともに、誹謗中傷等のリスクを認識し、青少年がインターネットを安全かつ有意義に活用できるよう、情報モラル教育やいじめ防止教育に取り組みます。
5. 公立小中学校及び県立学校へスクールカウンセラーを配置するとともに、学校生活相談センターの24時間子どもSOSダイヤルやLINE相談を実施し、相談体制を整備します。
6. スクールサポーターによる情報モラル教育やいじめ防止教育の実施、少年サポートセンターによる被害少年への支援などを通じて、学校等と連携しながら、少年の被害防止や加害行為の抑止、人権教育の推進に取り組みます。
7. 暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育に取り組むとともに、暴力を容認しない社会をつくるための啓発活動を推進します。
8. 子どもが性被害を認知し訴えることができる意識づけを推進するとともに、精神面の適切なケアや保護・支援を受けられる体制を整備します。
9. 子どもを性被害から守るために、予防のための教育、被害者への支援、子どもの成長を見守り支援する地域づくりを総合的に推進します。

b. 多様な価値観やライフスタイルの尊重

1. ミドル、シニア世代に根付いた固定的性別役割分担意識を払拭し、意識改革を促進するため、広く関心を集めるテーマの検討や、参加しやすい形での講演会の開催などを通じて、広報・啓発活動を実施します。

2. 誰もが固定的性別役割分担意識や性差に基づく人生観、アンコンシャス・バイアスによらず、自らの意思に基づいて、働き方・学び方・生き方を選択できるよう、生涯にわたる教育・学習機会の充実を図ります。
3. 県の生涯学習推進センターの講座等を通じ、生涯にわたる教育・学習機会の充実を図る中で、県民が固定的性別役割分担意識の払拭、自らが望む生き方の選択を可能にする土台づくりをめざします。
4. 人権尊重の理念についての理解を広めるとともに、法律上で保障された権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について、正しい知識の普及を図るとともに、相談体制の充実及び周知を図ります。
5. すべての県民が地域社会の一員として安心して生活ができ、持てる力を発揮できるよう、多様な就業・学習機会の提供や相談支援体制の整備、社会的孤立を防ぐ地域の支え合いの仕組みづくりなど、包摂的な環境づくりを推進します。
6. すべての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合い、活かし合う社会の実現を目指し、障がいを理由とする差別を解消するための体制整備や「障がいの社会モデル」の考え方を広めるための広報啓発などの取組を推進します。
7. 性の多様性に配慮した取組事例の周知等により企業や労働者の理解促進を図るとともに、地域や学校等においても差別・偏見のない環境づくりを推進します。
8. 多様な性のあり方について正しい理解を広め、性的マイノリティに対する差別・偏見の解消を図り、多様性が尊重される環境づくりを進めます。
9. 当事者が抱える困難や生きづらさを解消するため、男女の性別二元論を前提とした身近な制度や慣行等の見直し、相談支援体制の整備などに取り組みます。
10. 若者が抱く結婚や育児に対する不安の解消に向け、ライフデザインを主体的に考える機会を提供します。

c. 広報・発信の充実

1. SNSをはじめとする様々な手法を用いて、男女共同参画の推進に資する好事例等の情報の積極的な発信に努めます。
2. 男女共同参画への理解を深めるため、男女共同参画センターにおいて、参加しやすい形式や魅力的なテーマ・講師による講座の開催、書籍や情報の収集・提供を通じた図書室の利便性向上に取り組むとともに、様々な情報発信手段を活用して、広く県民に対する意識啓発を推進します。
3. より効果的かつ効率的な普及啓発を図るため、講座の共催実施等、市町村との連携による啓発・情報発信に取り組みます。

③ 重点目標の進捗確認に使用する指標

番号	項目
17	性別によって役割を固定する考え方を肯定する人の割合の減

(4) 重点目標4 安全・安心なくらしの実現(DV防止基本計画・女性支援基本計画)

① 取り組むべき課題

- a. DVなどの様々な暴力等が存在している
- b. 貧困等生活上の困難を抱える者が存在している
- c. ライフステージに応じた健康への支援が必要

② 課題解決のための施策

a. DV防止・被害者支援・加害者への対応

1. DVや性暴力等を生み出さない、容認しない社会づくりのための広報・啓発及び教育に取り組みます。
2. 若年層や教職員を対象とする研修の実施をはじめ、様々な機会を活用して、デートDVに関する理解促進と認知度の向上に取り組みます。
3. 年代にかかわらず、DVをはじめとする主として女性が抱える困難について、必要な時に相談に繋がるよう相談窓口の周知を強化します。
4. 女性相談支援員等の資質向上及び連携強化を図るための研修会の開催や支援検討会の実施により、相談支援の体制を強化します。
5. 女性相談支援センターの一時保護について、保護の理由や国籍・性別・年齢・障がいの有無等にかかわらず、必要な支援が行われる体制づくりを進めます。
6. DV被害者に対する支援の一環として、DV被害の再発防止等に向け、関係者と連携してDV加害者プログラムに基づく加害者の価値観・行動変容のための取組を推進します。
7. 困難な問題を抱える女性や同伴する子どもに対する継続的な心身のケアや経済的支援の充実を図ります。
8. 思いがけない妊娠により困難な状況に置かれた女性に対する相談支援の充実を図ります。
9. 圏域ごとの支援調整会議等において、県・市町村をはじめとする支援機関同士の情報共有や連携強化を図ります。
10. 困難な問題を抱える女性への支援を行う民間支援団体との合同研修等により、相互の理解を深めるとともに連携を強化します。
11. 市町村によるDV防止や困難な問題を抱える女性への支援の基本計画策定を促進し、県・市町村一丸となった体制づくりを行います。

b. 困難な状況に置かれている者への支援

1. ひとり親家庭の親に対する就労支援、養育費の確保、子どもに対する学習支援、居場所づくりなど、世帯の実情に応じた自立に向けたきめ細かな支援を、関係機関や民間支援団体等と連携して行います。
2. 困難を抱える子どもや家庭に対する生活・学習支援を通じて、世帯の自立を促し、貧困の連鎖を防止します。
3. 家庭の経済状況によって子どもの学力や進学機会等に差が生じないように、それぞれ

の家庭に対する相談支援等のほか、地域社会全体で子どもの成長を支えるしくみづくりを推進します。

4. 多機関の協働により、複合的な課題に対応する包括的な支援体制を構築し、生活困窮世帯の状況に応じた生活・就労相談、住宅確保支援などの自立に向けた取組を実施します。
5. 住宅の確保が困難な状況に置かれているひとり親家庭や DV 被害者等に対し、県営住宅の優先入居などの適切な支援を行い、自立促進を図ります。
6. ニート、ひきこもり等の社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援機関の連携強化のため、「子ども・若者サポートネット」を中心としたネットワークづくりを推進します。
7. 犯罪被害者給付制度等、各種犯罪被害者支援制度の運用により、被害者の精神的・経済的負担の軽減を図ります。
8. 性暴力被害者対象の相談窓口を設置し、関係行政機関や医療機関、弁護士等との連携により、迅速な被害者保護とワンストップで相談の具体的解決につなげ、被害からの心身の回復と被害の深刻化防止を図ります。また、相談窓口の周知や担当職員の研修の実施などにより、被害者等が相談しやすい体制を整備します。
9. 男性相談電話の周知を図るなど、生きづらさを抱える男性が安心して相談できる場を提供し、心の負担軽減のための支援を行います。
10. 男性に多く見られるとされる、固定的性別役割分担意識等に起因する自殺や、社会経済情勢の変化に起因する自殺を未然に防ぐため、企業や関係機関・団体等と連携した自殺対策及び心の健康保持に関する施策を推進します。

c. ライフステージに応じた健康への支援、性と生殖に関する健康と権利の啓発

1. 誰もが自らの意思に基づいて尊重され、的確な自己管理が行えるようにするとともに、この考え方に対する社会全体の理解が深まるよう、「性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の理念について、情報提供や啓発に努めます。また、関連施策の推進に当たっては、この理念を十分に尊重し、これを踏まえた対応を推進します。
2. 将来の安心・安全な妊娠のための健康管理に向けた、プレコンセプションケアに関する正しい知識の普及啓発の推進、専門相談及び性に関する教育を行う専門職への研修等の支援体制を推進します。
3. 不妊・不育症等に対する医療助成、不妊・不育専門相談センターでの専門家による相談支援及び妊活ながの等による情報発信を推進します。
4. 妊産婦などが心身の健康を保ちながら、安心して妊娠・出産できるようにするため、市町村や医療・福祉関係者などの支援者に対する必要な専門研修の実施、関係機関との円滑な連携体制の構築により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を受けられる体制を整えます。
5. 【再掲】性別特有の健康課題について、職場の理解を促すとともに、性別にかかわらず、誰もが治療を受けながら安心して働き続けられる環境の整備について、企業への

働きかけを行います。

6. 誰もがスポーツを楽しめる環境づくりのため、指導者、保護者等スポーツに関わる方々に対し、性別特有の健康問題に関する正しい知識の普及や理解促進を図ります。

③ 重点目標の進捗確認に使用する指標

番号	項目
18	DV 防止基本計画の策定市町村数の増
19	女性支援基本計画の策定市町村数の増
20	DV（配偶者等への暴力）の認知度の増 ※
21	デート DV の認知度の増 ※
22	一時保護による支援の満足度（退所時）の向上
23	困難な問題を抱える女性への支援において協働する民間団体等の数の増
24	警察官に占める女性の割合の増

※DV：

身体的暴力に限らず、配偶者等への心身に有害な影響を及ぼす言動（配偶者等には事実婚や生活の本拠を共にする交際相手を含み、暴力行為後関係を解消した者であって引き続き危害を与える恐れがある場合を含む）

デート DV：

身体的暴力に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動（生活の本拠を共にしていない交際相手への暴力）

(5) 重点目標5 推進体制の整備・強化

① 取り組むべき課題

- a. 男女共同参画に対する意識が高まる一方、社会全体のジェンダー平等が進んでいない
- b. あらゆる施策において男女間格差を洗い出し解消するための「ジェンダー主流化」の具体化が必要
- c. あらゆる分野におけるジェンダー平等の実現には、多様な主体との協働による推進が必要

② 課題解決のための施策

a. SDGs の理念に基づく「ジェンダー主流化」の視点を取り入れた施策の展開

1. あらゆる分野におけるジェンダー平等の実現及びジェンダー・ギャップの解消を図るため、性別により異なる課題やニーズを踏まえながら、すべての施策や事業にジェンダーの視点を取り入れて立案・実施していく「ジェンダー主流化」の庁内での浸透及び実践を図ります。
2. 男女間の意識による偏りや格差の現状、その要因や影響を客観的に把握するためのジェンダー統計について、調査手法と施策立案への活用方法について検討を行います。

b. 社会構造の変化、価値観の多様化を踏まえた施策の検討

1. 実効性のある施策を推進するため、本計画の推進状況を評価し次年度以降の取組に反映するとともに、社会情勢の変化や法制度の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

c. 多様な主体との協働

1. 「長野県女性活躍推進会議」や「私のアクション！未来のNAGANO 創造県民会議」などの場を活用し、関係機関、職域団体、市民団体等と情報共有・連携を緊密にし、本計画の浸透を図るとともに、県民と一体となって取組を推進します。
2. 啓発講座等の講師や、広報・啓発事業に対する助言など、地域を熟知している県内有識者との連携を図ります。

d. 推進体制の整備

1. 男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、長野県男女共同参画推進本部を活用し、県組織全体の男女共同参画の意識醸成に取り組むとともに、本計画の進捗状況の共有・管理を行います。
2. 市町村における男女共同参画計画及び女性活躍推進法に基づく推進計画の策定が進むよう、計画未策定の要因を分析するとともに、計画策定に向けた助言等の支援を実施します。
3. 【再掲】男女共同参画への理解を深めるため、男女共同参画センターにおいて、参加しやすい形式や魅力的なテーマ・講師による講座の開催、書籍や情報の収集・提供を

通じた図書室の利便性向上に取り組むとともに、様々な情報発信手段を活用して、広く県民に対する意識啓発を推進します。

4. 独立行政法人男女共同参画機構と連携し、男女共同参画センターの機能の充実に努めます。

③ 重点目標の進捗確認に使用する指標

番号	項目
25	アンケートで、「ジェンダー視点を施策に反映したり、事業実施において何らかの具体的対応・配慮をしている」と回答した県職員の割合の増
26	男女共同参画計画・女性活躍推進法に基づく推進計画の策定市町村数の増
27	男女共同参画センターの名称及び相談窓口の認知度の増

3 指標及び目標値

(1) 指標の考え方

今後5年間にわたり本計画による取組状況の確認・検証を行うため、以下の3区分の指標を設定します。

区分	位置付け	目標値の設定
重点指標	重点目標の達成にあたり特に重要な指標として、重点目標ごとに設定	有
取組指標	重点指標を補完し、より広範な分野の状況を把握するための指標	有
モニタリング指標	計画の進捗を把握するための参考データとして活用する指標	無 ※国計画等で参考値があるものは記載

(2) 指標一覧

注) 備考欄に★印がある指標は、「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」に関連する指標

① 重点指標・取組指標

重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進

番号	重点指標	取組指標	項目	現状値 (時点)	目標値 (時点)	出典統計	備考
1	○		自治会長に占める女性の割合の増	2.5% (2025.7.1)	10.0% (2030.4.1)	地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)	
2	○		「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」への参加市町村数の増	23 (2026.1.31)	77 (2031.3.31)	人権・男女共同参画課調べ	
3	○		県職員の各役職段階に占める女性の割合の増	部長相当職 13.0% 課長相当職 16.4% 課長補佐相当職 23.1% 係長相当職 25.3% (2025.4.1)	20.0% 26.0% 30.0% 35.0% (2031.4.1)	人事課調べ	★
4	○		県の審議会等委員に占める女性の割合の増	35.1% (2025.4.1)	50.0% (2030.4.1)	人権・男女共同参画課調べ	★
5		○	女性委員の占める割合が20%未満の県の審議会等数の減	13 (2025.4.1)	0 (2030.4.1)	人権・男女共同参画課調べ	
6		○	女性委員の占める割合が40%以上の県の審議会等数の割合の増	61.4% (2025.4.1)	75.0% (2030.4.1)	人権・男女共同参画課調べ	
7		○	公立学校の教頭以上に占める女性の割合の増	小・中・特別支援学校 23.3% 高校 17.0% (2025.5.1)	28.0% 24.0% (2030.5.1)	学校基本調査(文部科学省)	★

番号	重点指標	取組指標	項目	現状値 (時点)	目標値 (時点)	出典統計	備考
8		○	公立小・中学校のPTA 会長・副会長に占める女性の割合の増 会長 副会長	18.3% 53.3% (2025.4.1)	25.0% 現状の水準を維持 (2030.4.1)	女性の公職参加状況等調査(人権・男女共同参画課)	
9		○	県防災会議の委員に占める女性の割合の増(会長含む)	19.3% (2025.4.1)	30.0% (2030.4.1)	危機管理防災課調べ	★

重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進

番号	重点指標	取組指標	項目	現状値 (時点)	目標値 (時点)	出典統計	備考
10	○		民間事業所の管理的職業従事者に占める女性の割合の増	18.8% (2024.4.1)	30.0% (2030.4.1)	雇用環境等実態調査(労働雇用課)	★
11	○		民間事業所の育児休業取得率の増 女性 男性	95.1% 44.6% (2024年調査)	現状の水準を維持 85.0% (2030年調査)	雇用環境等実態調査(労働雇用課)	
12	○		「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」への参加企業・法人数の増	46 (2026.1.31)	100 (2031.3.31)	人権・男女共同参画課調べ	
13	○		フルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差の縮小	74.9 (2020~2024年平均)	78.0 (2029年調査)	賃金構造基本統計調査(厚生労働省)	★
14		○	一般労働者一人当たり年間総実労働時間(時間/人)の減	1,936.8時間 (2025.3)	1,848時間 (2031.3)	毎月勤労統計調査(厚生労働省)	
15		○	「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の認証企業数の増	309 (2025.3.31)	800 (2031.3.31)	労働雇用課調べ	
16		○	県職員(男性)の1か月以上の育児休業取得率の増	69.2% (2024年度)	100% (2030年度)	人事課調べ	★

重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備

番号	重点指標	取組指標	項目	現状値 (時点)	目標値 (時点)	出典統計	備考
17	○		性別によって役割を固定する考え方を肯定する人の割合の減	29.2% (2026.1)	10%未満 (2031.1)	県政アンケート調査(人権・男女共同参画課)※	

※第6次計画より出典統計を変更したため、第1章における第5次計画の達成目標と現状値が一致しない

重点目標4 安全・安心なくらしの実現

番号	重点指標	取組指標	項目	現状値 (時点)	目標値 (時点)	出典統計	備考
18	○		DV防止基本計画の策定市町村数の増	57 (2026.1.1)	77 (2030.4.1)	配偶者暴力防止法に基づく基本計画の策定状況等について(内閣府)	

番号	重点指標	取組指標	項目	現状値 (時点)	目標値 (時点)	出典統計	備考
19	○		女性支援基本計画の策定市町村数の増	3 (2025.4.1)	77 (2030.4.1)	女性支援事業実施状況報告(厚生労働省)	
20		○	DV(配偶者等への暴力)の認知度の増	84.0% (2026.1)	100% (2031.1)	県政アンケート調査(児童相談・養育支援室)	
21		○	デートDVの認知度の増	31.6% (2026.1)	100% (2031.1)	県政アンケート調査(児童相談・養育支援室)	
22		○	一時保護による支援の満足度(退所時)の向上	87.5% (2025.3.31)	100% (2030.4.1)	女性相談支援センター調べ	
23		○	困難な問題を抱える女性への支援において協働する民間団体等の数の増	1 (2025.4.1)	6 (2030.4.1)	児童相談・養育支援室調べ	
24		○	警察官に占める女性の割合の増	13.6% (2025.4.1)	15.0% (2031.4.1)	定員管理・人材確保調査(警察庁)	

重点目標5 推進体制の整備・強化

番号	重点指標	取組指標	項目	現状値 (時点)	目標値 (時点)	出典統計	備考
25	○		アンケートで、「ジェンダー視点を施策に反映したり、事業実施において何らかの具体的対応・配慮をしている」と回答した県職員の割合の増	2026年度に把握予定	90.0% (2030年度)	人権・男女共同参画課調べ	
26	○		男女共同参画計画・女性活躍推進法に基づく推進計画の策定市町村数の増	60 47 (2025.4.1)	77 77 (2030.4.1)	地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)	
27		○	男女共同参画センターの名称及び相談窓口の認知度の増	6.2% (2026.1)	60.0% (2031.1)	県政アンケート調査(人権・男女共同参画課)	

② モニタリング指標

番号	項目		現状値 (時点)	参考値(時点) 〈出典〉※1	出典統計	備考
1	統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	首長 議員	21.4% 23.7% (2023 地方統一選)	35.0% (2030 年) 〈国基本計画〉	統一地方選挙時における総務省調査 (総務省)	
2	県内地方議会議員に占める女性の割合	県 市町村	17.9% 19.5% (2024.12.31)		地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調 (総務省)	★
3	地方自治法(第 180 条の 5)に基づく委員会等委員に占める女性の割合	県 市町村	37.0% 19.2% (2025.4.1)		地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)	★
4	市町村職員の各役職段階に占める女性の割合	部局長・次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職	9.0% 17.0% 27.9% 34.8% (2025.4.1)	16.0% 24.0% 34.0% 40.0% (2030 年度末) 〈国基本計画〉	地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)	★
5	市町村の審議会等委員に占める女性の割合		29.0% (2025.4.1)	40～60% (2030 年) 〈国基本計画〉	地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)	★
6	市町村防災会議の委員に占める女性の割合(会長含む)		10.4% (2025.4.1)	15%(早期)、 更に 30%を 目指す (2030 年) 〈国基本計画〉	地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)	★
7	県内の消防団員に占める女性の割合		3.9% (2025.4.1)	10%を目標 としつつ 当面 5% (2030 年度) 〈国基本計画〉	消防団の組織概要等に関する調査 (消防庁)	
8	消防吏員に占める女性の割合		3.3% (2024.4.1)		消防防災・震災対策現況調査(消防庁)	
9	農村生活マイスターの認定者数		27 人/年 (2025 年度)		農村振興課調べ	
10	25 歳から 44 歳までの女性の有業率		83.1% (2022.10.1)		就業構造基本調査 (総務省)	★
11	雇用者に占める正規雇用率	女性 男性	45.7% 79.2% (2022.10.1)		就業構造基本調査 (総務省)	★
12	県内の女性社長比率		7.1% (2025.10)		長野県・「女性社長」分析調査(帝国データバンク長野支店)	★

番号	項目		現状値 (時点)	参考値(時点) (出典) ※1	出典統計	備考
13	保育所等利用待機児童数		10 (2025.4.1)		保育所等利用待機児童数調査(厚生労働省)	
14	市町村職員の育児休業取得率	女性 男性	99.1% 52.7% (2024年度)		地方公共団体の勤務条件等に関する調査(総務省)	
15	6歳未満の子どもを持つ妻・夫の1日当たりの育児・家事関連時間 ※2	妻 夫	542分 137分 (2021年調査)		社会生活基本調査(総務省)	★
16	四年制大学進学率	女性 男性	49.7% 52.1% (2025.5.1)		学校基本調査(文部科学省)	★

※1 国基本計画：第6次男女共同参画基本計画(内閣府)成果目標

※2 6歳未満の子どもを持つ、夫婦と子どもの世帯の妻と夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)

「DV 防止基本計画」及び「女性支援基本計画」に関する具体的な取組施策について

33 ページから 35 ページまでの「(4) 重点目標 4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策」のうち「a. DV 防止・被害者支援・加害者への対応」は、第 6 次計画で統合する「DV 防止基本計画」と「女性支援基本計画」の内容を含むものです。

上記 2 計画の根拠法である「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき定められた施策に関する基本的な方針では、具体的な取組事項等を記載することとされており、また、取組の内容において統合前の 2 計画との整合を図るため、課題解決のための施策ごとに具体的な取組と主な実施機関を以下に記載します。

※ 部分は本文に記載した課題解決のための施策の 1～11 に対応それぞれに紐づく「○具体的な取組内容（主な実施機関）」を記載

1. DV や性暴力等を生み出さない、容認しない社会づくりのための広報・啓発及び教育に取り組みます。

- 講演会の開催や出前講座の実施等により、DV や性暴力等は、性別にかかわらず誰でも加害者にも被害者にもなり得ることについて、全ての世代を対象に広く周知・啓発を行います。〔人権・男女共同参画課、児童相談・養育支援室、男女共同参画センター、女性相談支援センター、警察〕
- 「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12～11/25) において、パープルリボンの着用や講演会の開催等の啓発活動を市町村等と連携し、重点的に行います。〔人権・男女共同参画課、男女共同参画センター、児童相談・養育支援室〕
- 子どもの性被害予防を目的とした研修会等の開催や開催する地域団体等に対する支援を行います。〔次世代サポート課〕

2. 若年層や教職員を対象とする研修の実施をはじめ、様々な機会を活用して、デート DV に関する理解促進と認知度の向上に取り組みます。

- 小学生、中学生、高校生、大学生等を対象としたデート DV に関する講座やリーフレット等の配布を実施し、加害者にも被害者にも傍観者にもならないための意識啓発を行います。〔男女共同参画センター、児童相談・養育支援室〕
- デート DV への理解を深めるため、教職員を対象にした研修の実施や広報・啓発に努め、認知度向上を図ります。〔教育委員会、男女共同参画センター〕
- 他分野の研修会やイベントなどと連携し、これまでデート DV に関心を持っていなかった方にも理解を深めてもらえるよう、情報提供や啓発活動を行います。〔男女共同参画センター〕

3. 年代にかかわらず、DV をはじめとする主として女性が抱える困難について、必要な時に相談に繋がるよう相談窓口の周知を強化します。

- 県内の小学校、中学校、高校、短大、専門学校、大学等を通じ、子どもや若者に対して相談窓口の周知を行います。〔児童相談・養育支援室、教育委員会〕
- 他分野の研修会やイベントなどと連携し、広く県民に対して相談窓口の周知を行います。〔男女共同参画センター、女性相談支援センター〕
- インターネットや SNS での情報発信・街頭啓発活動の実施などのアウトリーチや相談支援等により、支援対象者の早期把握に努めます。〔児童相談・養育支援室、女性相談支援センター〕

4. 女性相談支援員等の資質向上及び連携強化を図るための研修会の開催や支援検討会の実施により、相談支援の体制を強化します。

- 女性相談支援員等へのトラウマインフォームドケア等に関する専門研修の実施等により、支援体制を強化します。〔女性相談支援センター〕
- 女性相談支援員や民間支援団体の支援員等のバーンアウト防止のため、スーパービジョン（メンタルヘルスケア含む）の実施体制を整備します。〔女性相談支援センター、保健福祉事務所〕
- 市町村相談員等の研修機会の拡充と支援検討会の実施により、相談員の資質向上と連携強化を図ります。〔女性相談支援センター、男女共同参画センター〕

5. 女性相談支援センターの一時保護について、保護の理由や国籍・性別・年齢・障がいの有無等にかかわらず、必要な支援が行われる体制づくりを進めます。

- 困難な問題を抱える女性が 24 時間いつでも避難できるよう、休日・夜間の緊急避難支援事業を活用した支援を行います。〔児童相談・養育支援室、女性相談支援センター、保健福祉事務所〕
- 一時保護委託ができる施設を確保するとともに、利用者及び同伴児童等の実情を考慮した柔軟な一時保護の実施に努めます。〔女性相談支援センター〕
- 一時保護（委託）施設の利用者及び同伴児童等に対する心のケアに関する支援の充実を図ります。〔女性相談支援センター〕

6. DV 被害者に対する支援の一環として、DV 被害の再発防止等に向け、関係者と連携して DV 加害者プログラムに基づく加害者の価値観・行動変容のための取組を推進します。

- DV 加害者プログラムの実施団体等との連携を図るなど、DV 加害者プログラムを実施するための体制整備を行います。〔児童相談・養育支援室〕

- 市町村や児童相談所、警察などの関係機関と協力し、DV 加害者がプログラムへ参加できるよう周知・勧奨等を行います。〔児童相談・養育支援室〕

7. 困難な問題を抱える女性や同伴する子どもに対する継続的な心身のケアや経済的支援の充実を図ります。

- 自立に向けた住宅の確保や就業支援を含む経済的支援の充実を図ります。
〔保健福祉事務所、女性相談支援センター、建築住宅課公営住宅室、地域福祉課〕
- 女性自立支援施設に入所している困難な問題を抱える女性及び同伴児童等に対する心のケアに関する支援の充実を図ります。〔女性相談支援センター〕
- 女性相談支援員を中心とした伴走型支援によるアフターケアを実施します。
〔女性相談支援センター、保健福祉事務所〕

8. 思いがけない妊娠により困難な状況に置かれた女性に対する相談支援の充実を図ります。

- 「にんしん SOS ながの」において、思いがけない妊娠を迎えた女性や、妊娠に関連する生活上の困難を抱えた女性への産前産後の相談支援や居場所の提供等の支援を行います。〔児童相談・養育支援室〕

9. 圏域ごとの支援調整会議等において、県・市町村をはじめとする支援機関同士の情報共有や連携強化を図ります。

- 男女共同参画センターや女性相談支援センター等の女性支援に係る県の相談窓口の役割を整理するとともに、支援調整会議等において連携を図ります。
〔児童相談・養育支援室、人権・男女共同参画課、男女共同参画センター、女性相談支援センター、保健福祉事務所、性暴力被害者支援センター、地域福祉課〕
- 支援調整会議等における個別ケース会議等において、被害者の状況に応じた民間支援団体を含む支援機関同士の連携を強化します。〔保健福祉事務所、女性相談支援センター〕

10. 困難な問題を抱える女性への支援を行う民間支援団体との合同研修等により相互の理解を深めるとともに連携を強化します。

- 困難な問題を抱える女性への支援を行う民間支援団体の体制整備に関する支援を実施します。〔児童相談・養育支援室〕
- 女性相談支援員等に対する民間支援団体との連携への理解を促す研修を実施します。〔児童相談・養育支援室、女性相談支援センター〕
- 支援調整会議等の参集範囲に民間支援団体を含めるなど、定期的な情報交換の機会を創出します。〔保健福祉事務所、児童相談・養育支援室、女性相談支援センター〕

**11. 市町村による DV 防止や困難な問題を抱える女性への支援の基本計画策定を促進し、
県・市町村一丸となった体制づくりを行います。**

- 市町村の窓口担当者（女性相談支援員を含む）への基本計画策定など体制強化を促進する会議等を開催します。〔児童相談・養育支援室〕
- 支援調整会議等において、市町村における DV 防止や困難な問題を抱える女性への支援に関する関係機関との連携強化を促進します。〔児童相談・養育支援室〕

なお、以上の 2 計画の具体的な取組の実施状況については、毎年度、長野県児童虐待・DV 防止対策連絡協議会の「DV 被害者支援等に関する分科会」において、把握・評価を行うとともに取組の充実・改善に向けた検討を行います。

また「DV 防止基本計画」及び「女性支援基本計画」に関連する指標は、39 ページからの重点目標 4 の指標一覧のうち、18～23 番が該当します。